

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

#### 京都市上下水道局管理規程第15号

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

第1条 京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分及び第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「より公共下水道の排水区域内において汚水の排除をしようとする者は、管理者の指定する方法により」を「よる届出は」に改め、「の各号」を削り、「事項を」の右に「管理者の指定する方法で」を、「届け出る」の右に「ことにより行う」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項各号（第3号を除く。）に掲げる事項を変更しようとする者は、管理者の指定する方法により」を「条例第10条第1項後段の規定による変更の届出は」に改め、「の各号」を削り、「事項を」の右に「管理者の指定する方法で」を、「届け出る」の右に「ことにより行う」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「者は、管理者の指定する方法により」を「場合の届出は」に改め、「の各号」を削り、「事項を」の右に「管理者の指定する方法で」を、「届け出る」の右に「ことにより行う」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「もの」の右に「(管理者が定める排水設備から排除されるもの（以下「生活系汚水」という。）を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 管理者は、必要と認めるときは、条例第10条第1項前段の規定による届出をした者が排除する汚水が特別汚水に該当するかどうかについて、下水道法施行令（以下「令」という。）第6条第1項後段に規定する方法により検定を行うものとする。

第6条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第5号中「する予定年月日」を「した年月日」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 条例第10条第2項後段の規定による届出は、次に掲げる事項（特別汚水の排除をやめた旨の届出にあつては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載した書面により行うものとする。

第6条の2第2項第5号を次のように改める。

(5) 変更した年月日又は汚水の排除をやめた年月日

第6条の2第3項を削る。

第6条の3第1項中「条例第10条第2項前段又は前条第2項」を「条例第10条第2項」に、「同項」を「同項後段」に、「同条第1項第4号」を「前条第1項第4号」に、「しようとする」を「した」に、「下水道法施行令（以下「令」という。）第6条第1項後段に規定する方法により検定した場合における数値であつて、第6条各号」を「第6条」に改め、同条第3項中「しようとする」を「することとなった」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、第1項中「条例第10条第2項の規定による届出（同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更した場合に限る。）」とあるのは、「第4項の申請」と、「当該届出」とあるのは、「当該申請」と読み替える。

第12条第1項中「により計算して得た額は、加算前使用料額（特別汚水に係る条例第16条第1項（条例第16条の3第1項において準用する場合を含む。）に規定する合計額、条例第16条の2第1項に規定する合計額若しくは条例第16条の4第1項に規定する合計額又は条例第16条の3第2項に規定する使用料の額（100分の108を乗じる前の額）をいう。）に特別汚水に係る次の表の左欄に掲げる汚水濃度指数（汚水の濃度を示す数値として、別に定める方法により認定水質を基に算定される数値をいう。）の区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額に、100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」を「は、次に掲げるとおりとする」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 汚水の量（条例第10条第2項に規定する届出（特別汚水の排除をやめた旨の届出を除く。）を行った者が排出する条例第17条第1項に規定する汚水排出量（同条第4項の規定により、同条第1項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量）及び同条第2項に規定する汚水排出量（同条第4項の規定により、同条第2項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量）の合計量をいう。以下この条において同じ。）が1月当たり750立方メートル未満（同条第5項の認定を行う場合にあつては、2月当たり1,500立方メートル未満）である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、零とすること。

(2) 汚水の量が1月当たり750立方メートル以上（同条第5項の認定を行う場合にあっては、2月当たり1,500立方メートル以上）である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、加算前使用料額（特別汚水に係る条例第16条第1項（条例第16条の3第1項において準用する場合を含む。）に規定する合計額、条例第16条の2第1項に規定する合計額若しくは条例第16条の4第1項に規定する合計額又は条例第16条の3第2項に規定する使用料の額（100分の108を乗じる前の額）をいう。）に特別汚水に係る次の表の左欄に掲げる汚水濃度指数（汚水の濃度を示す数値として、別に定める方法により認定水質を基に算定される数値をいう。）の区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額に、100分の108を乗じて得た額とすること。

第12条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号の規定により得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第2条 京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号、第12条の2第1項前段及び第16条第3項前段中、「100分の108」を「100分の110」に改正する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 第2条の規定による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第12条第1項の規定は、平成31年11月1日（京都市公共下水道事業条例第17条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合にあっては、同年12月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する汚水排出量に係る特別汚水に係る使用料の加算額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る特別汚水に係る使用料の加算額については、なお従前の例による。

3 改正後の規程第12条の2第1項の規定は、適用日以後に認定する汚水排出量に係る使用料について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。

4 改正後の規程第16条第3項の規定は、適用日以後に認定する汚水排出量に係る減額措置後の使用料について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る減額措置後の使用料については、なお従前の例による。

(上下水道局経営戦略室及び下水道部施設課)